

北海道警察本部告示第50号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和8年2月4日

北海道警察本部長 友井昌宏

1 資格及び調達をする役務等の種類

令和7年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約

令和8年2月4日に一般競争入札の公告を行う令和8年度定期健康診断等業務に係る単価契約

(2) 資格

令和8年度定期健康診断等業務に係る単価契約に関する契約の資格（以下「資格」という。）

(3) 役務等の種類

令和8年度定期健康診断等業務

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(5) 暴力団関係事業者等でないこと。

(6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

(7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(8) 北海道内に事業所を有すること。

(9) 令和8年2月4日現在において、引き続き2年以上、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定による病院又は診療所の開設許可を受けた事業を北海道内で営んでいる法人であること。

(10) 当該契約に係る定期健康診断等業務実施要領に従い健康診断を実施することができること、及び次の項目を満たしているマニュアル等を有していること。

ア 実施要領（作業の目的、手順及び健診計画から実施結果までの一連の流れ）

イ 緊急事態（健診事故等を含む。）発生時の体制及び対策

ウ 個人情報保護対策

エ 精度管理及び品質管理

(11) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会から、プライバシーマークの付与認定を受けた法人であること。

(12) 臨床検査に係る精度管理に関して次のいずれかの要件を満たしていること。

ア 日本医師会による臨床検査精度管理調査に引き続き2年以上参加し、その評価に「D*」がないこと及び参加項目修正点が「90点」以上であること、又は（一社）日本臨床衛生検査技師会が実施する臨床検査精度管理調査に引き続き2年以上参加し、その評価が同等以上であること。

イ 臨床検査を外部に委託する場合、アの要件に該当する外部の検査機関に検体検査の委託を行っていること。

(13) 胃部X線検査に3年以上の実務経験を有している診療放射線技師（（一社）日本消化器がん検診学会の胃がん検診専門師認定者であること。）を配置できること。

(14) 心電図検査の健診業務に1年以上引き続き従事している臨床検査技師を配置できること。

(15) 定期健康診断、人間ドック等の健康診断業務において、令和8年2月4日以前の2年間で重大な健診事故等がないこと。

(16) 巡回健康診断を行う際の検診車は次の要件を満たしていること。

ア 胸部・胃部X線撮影併用車を2台以上所有していること。

イ 自社所有（名義）（割賦販売契約による購入車両及びリース車両を含む。）であること。

(17) 検診車に登載されている胸部及び胃部検診用X線装置について、継続して保守契約（メーカー保証期間を除く。）を締結していること。

3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和8年2月4日から同年3月2日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道警察のホームページ（<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法

資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

4 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立

された組合又はその連合会（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

(1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

7 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

(3) 電話番号 011-251-0110 内線番号 2240